

米国旅行には電子渡航認証システム（ESTA）事前申請が必要

米国にビザを持たず短期滞在（90日以内）で入国する場合、ESTA（エスタ）で事前申請が必要ですから注意してください。観光、短期商用等の90日以内の短期滞在目的で米国を訪問する場合は査証（ビザ）が免除されており、米国の査証を取得する必要はありませんが、今後は、米国行き航空機等への搭乗前や、米国入国前に電子渡航認証システム（Electronic System for Travel Authorization : ESTA）に従って申請を行い、認証を受けることが必要です。米国で乗継ぎするケースなども含まれます。5年以上米国に旅行していない人は、この制度を知らないと思いますから、ご注意ください。

申請方法

ESTAの申請は、専用のウェブサイト <http://esta.cbp.dhs.gov> から行います。申請要領は日本語で説明されますが、入力自体は英語で行います。入力する内容は、これまで米国入国に際して提出していた出入国カード（I-94W）と同じで、名前、生年月日、性別などの申請者情報、パスポート情報、渡航情報の他、いくつかの質問に対し、「はい」、「いいえ」で答える形式となっています。

インターネット環境のない方や英語が分からない方は、家族や親しい知人に代行してもらうことも可能です。旅行会社にツアーや航空券を申し込まれた場合、別途の契約として申請を代行してくれることもありますから相談してください。

申請への回答

申請に対する回答は即座になされますが、仮に回答が保留された場合は、72時間以内に回答がなされますので、数時間後に再度同じウェブサイトを確認できます。また、認証が拒否された場合は、最寄りの米国大使館・総領事館で査証申請を行う必要があります。

申請が認証されると、数字とローマ字を組み合わせた長い承認番号が表示されます。また承認内容を詳しく表示したページも出ますから、必ず印刷してパスポートと一緒に保管してください。

有効期限

一度認証を受けると2年間（ただし、2年以内にパスポートの期限が切れる場合は、パスポートの有効期限日まで）有効となります。

申請料金

ESTAへの申請は1件（一人）につきUS\$14です。クレジットカードが必要です。現金や銀行振り込みはできません。

申請時期

米国政府は、渡航する72時間前までの申請を勧めています。申請自体は、具体的渡航日程が決まっていなくてもできますので、米国への渡航予定がある方は余裕をもって申請することをお勧めします。

申請不要な場合

ESTAは査証免除者を対象としています。すでに留学や就労の米国査証をお持ちの方は、ESTAへの申請は必要ありません。

ESTA日本語表記サイトの開き方

ESTA専用ウェブサイト <http://esta.cbp.dhs.gov> を開くと英語の画面が出てきますが、上段部分にある「日本語」をクリックすると、すべて日本語に変わります。但し、必要事項の入力はすべて英語です。

参考

ESTAは、米国の国内法である2007年「9・11委員会勧告実施法」に基づき、米国が短期滞在査証免除措置をとっている国々（我が国を含む欧州諸国等27カ国）全てを対象として2008年8月1日に導入された。本制度は、査証免除対象者の出入国カード（I-94W）の情報を出発前にオンラインで米国が収集し、米国が各渡航者について査証免除対象者として渡航する条件を満たしているか、保安上のリスクをもたらさないか等をチェックすることが目的である。またESTAの本格的な導入に伴い、将来的には出入国カードは廃止する予定となっている。

詳細は、在京米国大使館のウェブサイト（日本語）
<http://japan.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-esta2008.html>

米国国土安全保障省のウェブサイト（英語）
http://www.cbp.gov/xp/cgov/travel/id_visa/esta/
に記載されております。